

# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2022.10.10発行〈通巻第537号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3  
JAM西日本会館5階 市民オフィス内  
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : info@koshc.jp  
ホームページ : <https://koshc.jp/>



「患者救済のための基金活用」を! 妨害図る環境省+御用学者、業界代表にはマケナイぞ 石綿健康被害救済小委員会報告]	2
精神障害の労災認定基準、改定に向け専門検討委員会開催中 狙いは処理の迅速化	7
死ぬまで元気です vol.52 右田孝雄	11
韓国からのニュース	13
前線から	16
大阪労働局と懇談会 過労死防止大阪センター/大阪 今年も課題が盛りだくさんの省庁交渉 全国労働安全衛生センター 連絡会議/全国	

---

---

# 「患者救済のための基金活用」を！

## 妨害図る環境省＋御用学者、業界代表にはマケナイぞ

### 石綿健康被害救済小委員会＜報告 1＞

#### 「根本問題」と「いのちの救済」を目指して

労災補償の対象とならない石綿被害者（一人親方・事業主、環境被害者、家族ばく露者など）を救済するための法律「石綿健康被害救済法」。

この救済制度の見直しについて議論する中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会が6月6日にはじまり、第2回が8月26日（第3回は10月21日）に開かれた。

被害当事者委員として、中皮腫患者の右田孝雄氏（NPO中皮腫サポートキャラバン隊理事長、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会全国事務局）が、石綿対策全国連絡会議推薦により参加することになった。

救済法は2006年3月の施行以来、数度の改定を経て今日まできた。部分的改正はなされたが、救済法の根本的問題点は今日

に至るも解決されていない。

その最たる点は、遺族の救済制度がまったくないこと、療養中の給付（療養手当）が法施行以来ビター文増額されていないこと、である。

被害者本人に対しては、治療費の自己負担分、月10万3870円の療養手当が申請に基づいて支給される。ご本人が死亡した場合はすでに支払われた治療費と療養手当の合計額を280万円から差し引いた額と葬祭料19万9000円が遺族に支払われる。ご本人が申請前に死亡した場合は、遺族に280万円と葬祭料19万9000円が支払われる。つまり、遺族には、わずかばかりの葬祭料と生きていれば本人が受け取れたはずであろう給付が支給されるだけなのである。

療養中の患者への給付については療養手当として月々定額が支払われているのであるが、「入通院にともなう交通費などの諸経費的部分や、介護手当的部分」という名目で、労災休業補償とは比較にならない

ほどの超低額に据え置かれたままなのである。

この問題に加えて、今回の見直しに向けて中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会などから出されている『「いのちの救済」のための石綿救済基金の活用を行うことができる法改正・制度改正を」という要求は大きな注目点である。

アスベストに特有のがんである「中皮腫」は希少がんであるために、医療・治療研究が遅れており、いまだに発症から短期で命を奪われる被害者が後を絶たない。最大の原因は、研究資金の不足である。

これまで「救済」といえば経済的救済だけのように認識されてきたが、その限定的認識自体が間違っているのではないか、「いのちの救済」が見落とされている、患者のいのちを救うために石綿救済法のもとに集められている石綿救済基金（現在残高約800億円）を使おうではないか、というのが患者と家族の会の要求であり、言われてみれば至極当然のことである。（治療研究への基金活用をはじめとする患者と家族の会の要求の詳細については、本誌前号記事を参照していただきたい。）

## 第一回会議、基金活用に支持の声相次ぐ

中皮腫などの病気を克服するために治療研究に公的支援の必要性や石綿救済基金の活用に対して支持する声は広がっている。

石綿救済法における時効延長法案を可決した参議院環境委員会（2022年6月10日）は法案採決の際、

「国は、石綿による健康被害者に対して最新の医学的知見に基づいた医療を迅速に提供する観点から、中皮腫に効果のある治療法の研究・開発を促進するための方策について石綿健康被害救済基金の活用等の検討を早急に開始すること」

を含めて附帯決議を行っている。

日本石綿・中皮腫学会は2022年4月20日付で「悪性中皮腫に対する既存治療薬の適応拡大と、さらなる診断・治療法の開発研究に対する公的支援を要望します」と題して声明を発表している。

患者と家族の会が行った都道府県へのアンケートに対する回答においても、治療研究への関心を示す回答が相当数みられた。

こうした情勢のなか第一回救済小委員会では、委員長を除く七名の委員のうち、五名から治療研究への基金の活用を支持する発言がなされたのである。

## 環境省、基金活用の声封殺を策動

ところが、第2回会議を直前にした右田委員への事前説明において環境省事務局は、すでに事実上内定していた医学専門家や法律専門家のヒアリングを「やらない」とする一方で、第一回までは決まってもいなかった救済基金財政の将来予測についての専門家ヒアリングを実施するとしてきたのである。

8月26日第2回会議では、環境省事務局が作成した救済基金財政の将来予測が示されたが、それは令和17年頃に残高がゼロになるといったこれまで見たこともない

シュミレーションだった。環境省によられた専門家たる明神大也氏（奈良医大公衆衛生学）は以前おこなった中皮腫死亡の将来予測の説明をした上で「基金の将来予測はこんなもんかと思うが、断言はできない」云々となんとも頼りない話をして帰っていったのである。

そのうえで、石綿基金は「救済」のために集めたものだから目的外になる利用研究への活用は難しい、とか、反対だとかいう、仕込んだとしか思えない委員の発言【岸本卓己（労働者健康安全機構）、新美育文（明治大学名誉教授）】があった。お決まりの御用学者である。（岩村有弘（経団連）が基金へお金を出す側として「目的外支出には反対」というのはわからないではないが。）

第2回会議では、右田委員から環境省の強引な運営への批判や重要な論点についての議論が文書をもって提起され、加えて、患者と家族の会推薦の3名などの被害者ヒアリングがあり極めて真剣な雰囲気の中だけで行われただけに、環境省事務局やその意をくんだ浅野直人委員長（福岡大学名誉教授）の強引な運営、御用学者らの発言の滑稽さが際だったといえるだろう。

「このままでは基金財政は枯渇する」という環境省事務局シュミレーションは、治療研究への基金活用だけでなく、救済給付の充実は無理、と言わんがための「プロパガンダ」にもなっており、その「根拠レス」な点について、患者と家族の会では根拠をもって指摘する反撃をおこなっているところである（下の「見解と声明」参照）。

第3回10月21日は、中皮腫の臨床研究などに関する専門家ヒアリングが予定されており、さらに佳境に入っていくことになっている。

多くの方の注目とご支援を訴える。

以下は、第2回会議後に、患者と家族の会が9月14日付で出した見解と声明。

（患者と家族の会ホームページ <https://www.chuuhishu-family.net/1175/>）

.....

2022年9月14日  
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会  
会長 小菅千恵子

### 中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の運営の在り方に関する見解と声明

2022年8月26日に中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会（令和4年度第2回）が開催されました。前回、6月6日に開催された第1回の会合では、多数の委員から石綿健康被害救済基金の治療研究支援への活用に関する賛同の意見が出されました（参考1）。

第2回会合では、患者や家族からのヒアリングが予定されていました。しかし、開催前の8月中旬、私どもに環境省石綿対策室の木内室長から「小委員会でのヒアリング候補として、数名の医学・法学の専門家を提示いただいていたのですが、同じく医学・法学の専門家の参加している委員同士の議

論を充実させて、審議時間を十分確保するため、これらの専門家のヒアリングについては行わないこととします。」とメールで連絡が寄せられました。

これ以前の5月24日に、私たちは吉住前室長から、国立大学病院と近畿の私立大学の医療関係者にそれぞれ連絡を取っていること、9月16日の第3回会合でヒアリングを実施する予定である旨を伺っていました。第1回の事務局が提示した資料にも、8月頃に第2回目、9月頃に第3回目の会合の開催とヒアリングを行う予定であることが確認され、委員会でも了承されました(参考2)。しかし、小委員会の会合で何の確認・合意もなく8月26日の会合資料からはヒアリングの予定が削除され、会議日程が変更されるなど、不透明な事務局主導の運営がされています(参考3)。

さらに、第2回の会合前日に事前説明を受けましたが、事前段階では実施しないと連絡を受けていた専門家のヒアリングを実施(奈良県立医科大学 明神大也氏)することとあわせて、基金残高が枯渇するという将来予測に関するグラフデータ(参考4)などの資料を提示することの説明を受けました。

会合当日に環境省が示してきた当該グラフデータは、2013年時に環境省自身が作成した資料(参考5)と大きく乖離しており、作成根拠となった具体的データも示されず、全く信用することはできません。当事者らのヒアリングの前に委員会の議論を恣意的に偏った方向性に導こうとするもの

で、このような事務局の姿勢は看過できません。

加えて、第2回の委員会では、当会の中皮腫患者である右田孝雄委員の発言希望を取り扱わない、遮るなど、浅野直人委員長との差配が目立ちました。右田委員は当事者として患者・家族の意見をひろく委員会で共有し、前向きな議論を進めようとの気持ちがあったと思います。本委員会も、被害を受けた患者・家族をとりまく石綿健康被害救済制度について議論を深め、より充実した制度への改善や制度運用を図るために実施されているはずで

これらの経過を踏まえ、私たちは次のように考えています。

- ①環境省自身が実施を内定させていた専門家へのヒアリングは実施しないと当方に連絡してきた一方で、他の専門家のヒアリングのみを実施したことは当方との信頼関係を大きく損なうものです。
- ②加えて、委員会で確認したヒアリングの予定を事務局が一方向的に削除・変更するという運営のあり方は問題が大きく、到底容認できません。
- ③中皮腫治療における臨床試験やレジストリデータの構築など、今後の中皮腫治療戦略の構築と石綿健康被害救済基金の活用は密接に関係しているにも関わらず、その議論を回避することは、中皮腫をはじめとするアスベスト被害の困難性に向き合おうとせず、行政としての役割と責任を放棄するものです。
- ④これら課題については、参議院環境委員会での附帯決議や全国知事会からの要望

が出されていることからしても、この間の環境省の対応は国会や地方自治体の意思決定を軽視するものです（参考6）。

- ⑤環境省事務局をはじめとする関係者による委員会運営は公平性を著しく損なっており、活発な議論を妨げています。ここに強く抗議するとともに、次回以降の委員会運営の改善を求めます。

参考1：アスベスト健康被害 国の救済基金 “治療研究などにも活用を（NHK）（<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220607/k10013660781000.html>）

参考2：建設アスベスト給付金制度施行に係

る石綿救済制度の対応等.pdf（<https://www.env.go.jp/content/000047430.pdf>）

参考3：石綿健康被害救済小委員会の今後の進め方.pdf（<https://www.env.go.jp/council/content/05hoken04/000067961.pdf>）

参考4：前回頂いた御指摘事項に関する資料（基金関係）.pdf（<https://www.env.go.jp/council/content/05hoken04/000067962.pdf>）

参考5：2013年時に環境省が作成していた資料（<https://www.chuuhi-shu-family.net/wp-content/uploads/2022/09/7cc0e8e17f-77d4a7cd55b3cbb9effd8e.pdf>）

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

## 栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

### 【お問い合わせ】

関西労働者安全センター

TEL:06-6476-8220

FAX:06-6476-8229

mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる

「中皮腫」患者の闘病の記録

# もはや これまで

〈付〉聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？ 死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、  
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し  
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。

この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー

■定価：本体1500円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

---

---

# 精神障害の労災認定基準 改定に向け専門検討委員会開催中 狙いは処理の迅速化

厚生労働省は、現在、精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会を開催している。

「心理的負荷による精神障害に係る業務上外の判断指針について」という判断指針でしかなかったものが2011年12月に「心理的負荷による精神障害の認定基準」策定で認定基準となり、その後、2020年5月と8月の2回の改定が行われ、今回3度目の見直し作業となる。第1回検討会は2021年12月7日に開催された。

今回の改定作業で、主な課題とされているのは、「迅速化」である。2020年度の平均処理期間は8・5か月で、請求件数の増加に伴い長期化傾向にある、と第1回専門検討会に現状が示されている。そして、現状の労働環境の変化に対応するため、最新の医学的知見、裁判例、支給決定事例を踏まえて、認定基準を検証し、より迅速かつ適切な業務による心理的負荷の評価が行えるものとする、と資料にある。

「迅速化」が一番の最終目標であるが、検討会では、これまでに業務上外を争った裁判や認定作業で問題となった点なども、

論点として取り上げた。

これまで検討された項目は、

- ・判断の基準となる労働者—「ストレス—脆弱性理論」に基づき、心理的負荷の強度を客観的に評価するに当たり、どのような労働者にとっての過重性を考慮することが適当か
- ・業務による心理的負荷の考え方—心理的負荷の強度の判断で「出来事」と「出来事後の状況」を一括して負荷強度を強・中・弱と評価しているのは、医学的知見や裁判例に照らしても適当か
- ・業務による心理的負荷評価表の検討—出来事の修正・統合、または追加、出来事が複数ある場合の全体評価
- ・心理的負荷の評価期間—発症前おおむね6か月は妥当かなどである。

まず、気になるのは最初に議論された「判断基準となる労働者」であるが、「ストレス—脆弱性理論」に基づいて「同種の労働者」あるいは裁判では「平均的な労働者」が基準とされているが、判例も踏まえて、一定の幅があるということは検討会として

も異存がないが、広く捉えすぎでは本人を基準とすることと同義となり不適切である。現行の「同種の労働者」の定義である「職種、職場における立場や職責、年齢、経験等が類似する労働者」は妥当とした。

心理的負荷評価表には現行 37 の出来事が示されているが、その中の類似したものを統合し、ほかに追加を行うべきかも検討することになった。出来事の表記もより分かりやすく修正する作業を今後行う。

出来事が複数ある場合の評価について議論するに当たって、2020 年度の支給決定・不支給決定事例の数の資料が示された。支給件数 608 件のうち、66 件が「中」が 2 つ以上あり全体評価を「強」とした件数だった。「中」の出来事に加えて恒常的長時間労働があった場合も「強」と判断されるが、その件数は別に 41 件で、それを除いた件数である。一方、不支給事例 1298 件のうち、「中」が 2 つ以上あり評価は「中」としたのは、64 件だった。委員の中には、認定された 66 件は多い、ばらばらに起こったように見える出来事でも本当は最初の出来事と関連して起こったというこのは少なくないのではないか、と疑問視する声があった。全体的に単純に足し算で、複数あれば「強」にするのは違うという意見が多く出た。

我々被災者支援の立場から言うと、66 件は少ないと感じる。大阪で「中」の出来事が複数あり「強」と判断される事例は年に 2 件、多くて 3 件である。なので全国 47 都道府県の集計で 66 件は各県 1、2 件ということである。ならば不支給の 64

件は少ないかという、複数の出来事で負荷がかかった事案の多くは、訴えた出来事を出来事として評価してもらえなかったり、「弱」と評価されたため、ここに当てはまらなかったという事案が無数にあったと考えられる。だから、そのような中で「中」2 つの評価を得ることも難しいのに、それでも「強」とならないのは、被災者にとっては理不尽この上ないと思われる。

心理的負荷の評価期間については、現状の 6 か月が妥当とされた。医師の意見がそうなので、今回変更はないだろう。しかし、これまでセンターで受けた事案だけで考えても、半年以上前の出来事から負荷が始まっているようなことは多く、納得がいかない。

その後、検討会は具体的な心理的負荷評価表の修正に取りかかっている。今年 9 月 20 日に開かれた第 7 回では、評価表の類型①事故や災害の体験、②仕事の失敗、過重な責任の発生等、③仕事の量・質の項目について、表記の修正を議論したところである。

この検討会には何度か各団体からの要望が提出され、検討会資料に添付して配布されている。当センターが加盟する全国労働安全衛生センター連絡会議からも意見を 2 度提出した。

認定基準を変えられる機会であり、また検討会の議論では委員の意見について、実態とかけ離れたものと感じることも多く、今後も検討会を注視し、意見を出していくつもりである。



2022年4月28日

## 申し入れ意見書（概要）

全国労働安全衛生センター連絡会議  
議長 平野 敏夫

## 1 判例だけではなく、審査請求、再審査請求の原処分取り消し事案の分析を行うこと

今回の専門検討会に限らず、厚生労働省が労災認定基準を見直す際には、新たな医学的知見、職場の変化、裁判判例が契機となることが多い。それはそれで必要であり重要であることは間違いないが、労災認定基準の課題を検討するには、それを誤って解釈ないし運用したとして、労災保険審査官が労働基準監督署の原処分を取り消した事例、また、労災認定基準に拘束されないとされながらも、事実上認定基準に沿って労働保険審査会が原処分を取り消した事例の分析が非常に有効である。判断を誤った理由の中には、あまりにも稚拙な職員の怠慢なども見受けられ、判然としないこともあるが、実は労災認定基準のものにも問題があり、労働現場の実態を十分に把握できず、結果として心理的負荷の評価を誤ったことも少なくない。

裁判所のような権限を持ち合わせていない労働基準監督署が、誤った判断を行わないために、これまでの裁決書と決定書の分析はもちろんのこと、当該審査官や署の担当職員の聴取も併せて行い、なぜ誤って不支給決定をしたのかをしっかりと分析して労災認定基準改正に役立ててもらいたい。

## 2 労働時間の事実認定、評価を適切に行うこと

## ① いわゆる待機時間について

運転労働者以外は、通達等でもその位置付けが不明確で、しばしば労働時間として算定されないことがある。もちろん休憩室等で寝

ている場合や、外出が許されているような場合と、運転労働者の荷待ち時間を同列に扱うことはできないが、少なくとも居場所が特定されていたり、すぐに対応が求められる状態である場合は、原則として全て労働時間として扱うべきである。

## ② 出張における業務範囲

出張と言ってもさまざまであり、2時間の会議に出るだけで、観光旅行をしたり、会議後の宴席がメインのようなものも皆無ではない。現在のコロナ禍においては、そのような出張はなくなり、会議をオンラインで行われることも多い。しかしながら、出張先関係者に、いわゆる名所を案内してもらったり、宴席にしても、関係者の親睦を深め、それが商談や成果に結びつくからこそ許容されてきたものである。労働時間ではなく成果で評価される時代になればなるほど、人と人とのつながりは極めて重要である。少なくとも費用を相手であれ自社であれ、会社が負担するものについては、全て業務としてとらえるべきである。出張先での移動中も、宿泊先においても、メールのやりとりやパソコンで作業をすることは、極めて普通のことであり、原則として、出発から帰宅まで全て業務と捉えるべきである。

## ③ 労働時間算定

テレワークについてはガイドラインも作成されているが、IT機器を使用していることがほとんどであることから、むしろ労働時間管理は容易である。労働者本人による申告制度を禁止していない以上、請求人側の主張を覆すような、客観的な証拠を雇用主側が提出できない限りは、原則として請求人の主張を全て認めるべきである。

## ④ 勤務間インターバルが短いなど勤務時間の不規則性について

脳・心臓疾患の認定基準においては、労働以外の負荷要因の一つとして、「勤務時間の不規則性」が明示されており、「拘束時間の長い勤務」、「休日のない連続勤務」、「勤務間インターバルが短い勤務」、「不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務」があげられている。ところが精神疾患の認定基準では、心理的負荷が認められる出来事として、休日のない「2週間以上の連続勤務」のみが例示されているだけで、交替制勤務や深夜勤務についても、「勤務形態の変化」としてあげられているに過ぎない。「拘束時間の長い勤務」、「勤務間インターバルが短い勤務」、「不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務」は、それ自体が睡眠時間に大きく影響するものであり、心理的負荷は明らかである。心理的負荷が認められる「出来事」として把握するとともに、総労働時間数とともに適切に評価すべきである。

### 3 ハラスメントの評価

#### ① 悲惨な事故や災害を目撃した場合

同僚が事故に遭ったり、ハラスメントを受けたり、自殺に追い込まれたりするのは非常に辛いものである。現行の例示では、「自らの死を予感させる程度の事故」、「被害者が死亡する事故」「多量の出血を伴うような事故」というような、悲惨さや災害の程度についてのみ基準のようなものが示されているが十分ではない。例えば「被害者との関係」については何ら例示がない。全く知らない被害者の交通事故に遭遇するような場合と比べて、自殺した同僚や部下が以前から請求人に助けを求めていた場合や、自殺の第一発見者がお世話になってきた特定の訪問看護師や看護師等である請求人になるようにされた場合など、より大きな心理的負荷があることは明白である。

#### ② 第三者（家族、同僚、退職者など）によ

る評価

ハラスメントの場合、「指導に過ぎない」加害者側の評価と、被害者側の心理的負荷が大きく異なることが少なくない。会社関係者の聴取は当然行われているが、労災と認めたくない会社に配慮して、真実を述べることに躊躇することが少なくない。事実関係やその評価については、会社と利害関係のない退職者や家族などにも十分な聴取を行って、適切な事実認定と評価をするべきである。

#### ③ 無視（仲間外れ）の評価

職場で特定の人物、または集団に「無視される」という出来事について、きちんと評価してもらいたい。

### 4 退職強要と解雇について

解雇については、どれほど理不尽で心理的負荷が大きくても、文書で理由を明示してあれば「強」にはならないという例示内容である。そもそも請求人に納得できない解雇は退職強要に他ならず、解雇そのものが不当であればあるほど、心理的負荷が大きくなるが、そうした調査や評価は労災担当者には困難であり、認定基準に詳しく例示するべきである。

### 5 基礎疾患について

#### ① 発症前しか評価しない

請求人が、いつ発症したのかを判断することは極めて困難であるにもかかわらず、診察すらしていない専門医員が、相当以前の段階から発症していたと決めつける判断が非常に多い。そのことによって、精神的不調にもかかわらず長期間にわたって懸命に働き、結果として長時間労働やハラスメントなどの職場のストレスにさらされ続けた労働者ほど認定されないという事態が生じている。

厳密な意味での医学的な発症時期の特定は不可能であり、むしろ評価の期間を発症前に

(12ページにつづく)

# 死ぬまで元気です



## Vol.52 右田 孝雄

皆さん、こんにちは。

私は相変わらず気持ちは元気ですし、食欲の秋、芸術の秋、運動の秋と過ごしやすい季節となりました。私はもっぱら食欲の秋ですね。

前回のコラムでお話しさせていただきましたが、先月ごろから急に右脇腹にコブのようなものが隆起してきたので、先日慌てて兵庫医科大学病院の長谷川先生に診てもらいました。その上で後日PETCT検査もしたのですが、その画像を見たら、見事に右脇腹だけが赤を通り超して真っ白に光っていました。さあ、これはどうしたらいいものかと現在悩んでいるところです。

でも悩んでばかりいても前には進みません。治療をしながらも、自分ができることはどんどんしていくつもりですが、実は今月、茅ヶ崎へ花火大会を観に行く予定です。ずっと行きたかったのですが、都合が合わずに何年もいけなかったのです。茅ヶ崎の花火大会は、私の大好きなサザンオールスターズの曲に合わせて花火が夜空に打ちあがるという何ともロマンティックなものです。本当なら彼女を連れて行きたいのですが、もうこんな年で彼女なんてできやしま

せん。なのでサザンオールスターズファンの友達たちと行ってきます。

よく再婚やとか3回目の結婚とか芸能界やその辺でも話は聞きますが、どうやってお相手見つけるのでしょうかね？私なんて出会いすらないのでもう無理だと思えませんからね（笑）。

話は飛びましたが、11月12月には桑田佳祐さんのライブにも当選したので行かせていただく予定です。人生は1度きり、楽しいこともたくさんやった方が得です。楽しいこと、やりたいことやっていきましょう。人生いつ何が起こるか分かりません。それが私が行きついた残りの人生の生き方です。

冒頭の話に戻りますが、実は長谷川先生から放射線治療を進められています。

でも放射線治療となると、ひと月から6週間ほどの入院が必要と聞きました。もし入院するとなると、今入っている予定なんですが、花火やライブもそうですが、新潟支部の講演や家族との旅行なども計画しています。全ての予定を終わらせてから入院するとなると、2月中旬以降となってしまいうんですよね。ここで悩んでいるんです。

入院を2月中旬まで延ばしていいものか、行きたいところを止めてまで治療に望む方がいいのか、どちらが正しいかは本人が後悔しない方を選ぶことなのですが、これば

かりは結論はなかなか出ませんね。

どうなるのかは、またこの後になりますが、私は悩みながらも、死ぬまで元気でいきたいです。

(10ページからつづく)

限るという認定基準の枠組みそのものを変更することが必要である。実務的にも、通院も休業もしていない場合は、療養費も休業補償の請求も支給もあり得ないのだから、ストレスを受けた直後に受診したことが明らかな事例以外は、発症後の出来事も評価の対象とすべきである。

## ② 特別な出来事しか増悪を認めない

精神疾患の患者が増えている。通院しながらすばらしい仕事をしている労働者もいる。いわゆる発達障害の労働者も、特別な才能を有することもあり、それを活かして働く人も少なくない。

ところが、そういう人に仕事が集中したり、ハラスメントを受けて、休業を余儀なくされた場合、現行の認定基準では、「特別な出来事」でなければ認定されない。一口に基礎疾患、障害と言っても、精神的なものについてはその程度や症状はさまざまであり、一律にあるかないかで区切ることはあまりにも乱暴である。

## 6 複数の出来事の総合評価

出来事が複数以上ある場合で、それぞれの出来事が関連せずに生じている場合、それぞれを評価して「強」となる出来事はないとはいえ、「中」の出来事が複数以上となった時の総合評価を、「強」とする事案が非常に少ない。しかし、実際には被災者にとって、ひとつの出来事の評価が「中」でも、いくつも重なることによって心理的負荷が過重になる

場合は多い。「強」の判断となった事案を例示するなどして、判断しやすいようにしてもらいたい。

## 7 労災の調査担当者の課題

労災認定基準そのものの問題が背景にあるとはいえ、あまりにも労災の担当職員が怠慢や誤りが目立つので、簡単に紹介する。

### ① 音声データを聞かない

ハラスメントについて請求人が証拠として音声データを提出したが、「聞き取り不能」と決めつけて判断材料にしなかったことがある。比較的低い価格（少なくとも増員するよりも）で文字おこしをしてくれる民間企業にある。きちんと予算を付けて反訳させるべきである。

### ② 医学的意見を十分に調査しない

主治医への質問と専門医員との判断が異なる場合がある。少なくとも病名まで異なる場合には、再度主治医に質問すればよいだけであるのに、それすらしないことが多い。診察もしないで病名を決めつけるのは、患者との信頼関係を損ねる恐れがあり、治療妨害になりかねないので、労災保険請求に協力したくないという医師もいる。

### ③ 成果物など資料の分析をしない

### ④ 重要な関係者の聴取をしない

### ⑤ 本人聴取と会社聴取を別の人間が行うなど

# 韓国からの ニュース

## ■「金鎔均さん死亡」あの下請け会社、今回は労災取り消し訴訟

泰安火力発電所で亡くなったキム・ヨンギョンさんが働いた韓国西部発電の下請け業者の韓国発電技術が、所属労働者の業務上災害承認の取り消しを求めた訴訟を起こしたが、本案の判断もされないまま却下されたことが確認された。

韓国発電技術は、労災の承認による労災保険料の増額と、労災率の上方修正による入札での不利益を主張した。裁判所は、労災の認定によって具体的な利益は侵害されておらず、処分の取り消しを求める利益がないと判断した。

「毎日労働ニュース」の取材によると、ソウル行政裁判所が、韓国発電技術が勤労福祉公団に提起した療養給付決定の取り消し訴訟で、却下の判決を行った。

労働者のAさんは2020年4月に「両側騒音誘発聴力損失」と診断され、公団に療養給付と障害給付を請求した。公団は昨年7月、Aさんの聴力損失が業務上の疾病に当たるとして、療養を承認した。そして、疾病発生の主な事業場を明確に判断するのは難しいと見て、Aさんが最後に勤務した発電技術を適用事業場に選定した。公団の「療養決定時の適用業務関連判断に関する処理指針」に従ったものだ。

発電技術は労災承認から3ヶ月後の昨年10月、公団の療養給付決定の取り消しを求める訴訟を起こした。一方、公団は、発電技術は処分相手ではない第三者であり、原告適

格がないと反論した。裁判所は公団の主張を受け容れた。事業主に処分の取り消しを求める利益がないという趣旨だ。2022年9月5日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

## ■「犯罪行為の立証責任は勤労福祉公団に」最高裁が初の判決

業務上災害と認められない「犯罪行為」を証明する責任は勤労福祉公団にあるという裁判所の初めての判決が出た。「労災補償保険法」(労災保険法)で定めた犯罪行為は、遺族給付支給の例外理由に該当するので、これを証明する責任は公団にあるという趣旨だ。

最高裁判所二部は、トレーラー運転手Aさん(56)の妻が公団に対して提起した遺族給付と葬祭料不支給処分取り消し訴訟の上告審で、原告勝訴とした原審を確定した。Aさんは2018年7月、釜山新港湾の近くでトレーラーを運転中に中央線を侵犯し、反対側から来た車2台と衝突した。この事故でAさんは火傷と足の切断などの重傷を負い、病院に運ばれたが、約3時間後に亡くなった。

Aさんの配偶者は業務上の事故による死亡だとして、公団に遺族給付と葬祭料の支給を請求したが、認められなかった。中央線侵犯による事故は、労災保険法が定めた犯罪行為だという理由からだ。労災保険法(37条2項)によると、労働者の犯罪行為や故意・自害行為が原因で発生した死亡は、業務上災害とは見ない。

争点は犯罪行為の証明責任が誰にあるか、だった。法律は、抗告訴訟(行政庁の処分を取り消し・変更)の場合、原告(被災者)が、権限を行使する規定の要件を証明するとしている。逆に、権限を行使しない規定の要件は、被告(公団)が証明しなければならない。

一審のソウル行政裁判所はこれを基に、公団が「犯罪行為」を証明しなければならないと判断した。

裁判所は「この事件で、故人の死亡が『犯罪行為』によって発生したという点は、遺族給付と葬祭料支給の例外理由に該当するので、公団がこれを証明しなければならない」と判示した。同時に、「遺族が故人の無過失を後押しする事情を明らかにできなかったからといって、反対に公団が故意または重過失に対する証明責任を全うしたとは言えない」と強調した。2022年9月7日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

### ■「過労死」労災不承認判定、30%が裁判所で逆転

最近の5年間に勤労福祉公団が過労死ではないと判定した労災の10件中3件が、裁判所で逆転したことが明らかになった。共に民主党のイム・ジョンソン議員が勤労福祉公団から取り寄せた資料によると、2018年から昨年の7月までに、過労死に対する労災不承認判定を不服として被災者が提起した行政訴訟は568件だ。このうち408件について裁判所の判決が確定したが、103件は公団が敗訴した。特に、今年に入って7月までに確定した58件のうち、公団が敗訴した事件は19件で、敗訴率が30%を越えた。昨年の敗訴率の23.4%より10%ほど増えた。

イム・ジョンソン議員は「過労労災を判断する公団の業務上疾病判定委員会の不合理な判断のやり方で苦しんでいる労働者と家族が増えている」、「裁判所の判断と過労死判定基準の問題点を検討し、制度改善をするべきだ」と話した。2022年9月14日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

### ■「浮気を疑われ」殺害された職場の上司、裁判所が労災認定

妄想障害で妻の浮気を疑った夫に殺害された職場の上司の遺族が、裁判所で業務上災害を認められたことが確認された。裁判所は、職場内の人間関係の危険が現実化して起きた事故と判断した。ソウル行政裁判所は、死亡した労働者Aさん(40)の妻が勤労福祉公団に起こした遺族給付と葬祭料不支給処分取り消し訴訟で、原告勝訴判決を行った。

Aさんは2020年3月10日の午後6時15分頃に退社し、会社正門前に駐車していた自分の乗用車に乗ろうとしていたところ、退社した部下の職員の夫のB(43)に、凶器で数回刺されて死亡した。Bは、自分の妻とAさんが不倫関係にあるという妄想に陥っていた。Bは殺人罪で起訴され、一審で懲役15年を宣告され、昨年3月の控訴審でも原審の判決が維持された。裁判所は妄想障害による判断力低下で犯行に及んだと見た。

Aさんの妻は、夫の事故が業務上災害に当たるとし、遺族給付と葬祭料の支給を請求した。しかし公団は、「事業主の支配管理下にあったのではなく、通常の退勤の過程で発生すると予測できる範囲内の事故ではない」として、不支給処分をした。

裁判所はAさんの妻の主張を受け容れ、「本事件の災害は、職場内の人間関係に内在したり通常伴う危険が現実化して発生したもので、業務との間に相当な因果関係がある」と判示した。AさんとBの妻が個人的に接触したと見るに値する事情がなく、『私的な関係』によって事故が発生したとは見られないという趣旨だ。特に、チーム長のAさんは部下の職員との業務上の接触が避けられなかった点が、主な根拠として作用した。2022年9月15日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ

記者

## ■女性労働者が仕事中に殺された、新堂駅殺人事件は「労災」

民主労総は、女性労働者が夜間巡察中にストーキング加害者で、前の職場の同僚に殺害された、いわゆる「新堂駅殺人事件」に怒りと沈痛さを表わし、16日「女性労働者が安全な職場のための沈黙デモ」を行った。民主労総の組合員40人余りが、故人が安置された国立医療院葬儀場を訪ねて故人を弔問した後、沈黙を守って事件場所の新堂駅まで行進した。新堂駅の2号線のトイレの前で行われた集会には、民主労総の組合員をはじめとする市民と弔問客が集まり、地下鉄の通路を埋め尽くした。

14日の午後9時頃、新堂駅舎のトイレを一人でパトロールしていた女性駅員が、刺されて死亡した。加害者は元の職場の同僚で、これまでも被害者に数百回のストーキングと不法撮影を行った犯罪者だった。故人は昨年10月に拘束令状を申請していたが、裁判所は「証拠隠滅のおそれと逃走のおそれがない」として棄却していた。

民主労総は、『新堂駅殺人事件』は、女性労働者が仕事中に殺された労災であり、国家権力からのきちんとした保護を受けられなかったために起きた女性嫌悪犯罪だと指摘し



た。十分に予防できたのに、ストーカー犯罪を放置する構造的な問題が、このような悲劇を生んだということだ。2022年9月17日  
労働と世界 チョ・ヨンジュ記者

## ■港湾荷役労働者の労災事故死亡者は毎年5.2人

港湾事業場での事故性労災で、毎年平均5.2人の労働者が亡くなっていることが判った。

国会・農林畜産食品海洋水産委員会のイ・ダルゴン「国民の力」議員が、海洋水産部から取り寄せた「港湾事業場の災害現況」によると、2011年から昨年までの11年間に、港湾の事業場で3167人の被災者が発生した。この内、事故性の労災で亡くなった労働者は57人だ。1年に5.2人の割合で、仕事中に死亡したという計算だ。

港湾荷役業の災害率は産業全体の平均より高い。2018年から2020年までの3年間で産業全体の事故災害率は平均0.49%で、労働者1万人当りに発生する業務上事故死亡者数の比率を意味する事故死亡万人率は0.48人だが、同期間の港湾荷役業の事故災害率は0.65%、事故死亡万人率は1.25人だった。

事故性災害では、落下・転倒・挟まれが大部分を占めた。転落事故が599人で最も大きな割合を占め、転倒事故が549人でその後続いた。続いて衝突事故が512人、挟まれ事故が417人の順だった。ぶつかり(338人)とその他(752人)も少なくなかった。

労災に遭った労働者の3人に1人以上は、勤続期間が1年未満だった。勤続期間別に災害発生現況を分析した結果、全災害3168件の内、1104件(34.9%)が勤続1年未満の労働者に発生した。事故死亡者57人のうち23人(40.4%)も、勤続1  
(18ページにつづく)

# 前線から

## 大阪労働局と懇談会 過労死防止大阪センター

大阪

9月21日、過労死防止大阪センターは、大阪労働局と過労死等に関する懇談会を持った。

過労死防止大阪センターは2015年3月の結成以来、毎年大阪労働局とこの話し合いの場を設けてきた。労働局から監督課長、労災補償課長、主任監察官などを含む6名、過労死防止センターからは代表の松丸正弁護士はじめ、幹事ら7名が出席した。

懇談会は、過労死防止センターが前もって提出した質問・要望事項に労働局側が回答し、その後質疑応答するという形で行われた。

大阪労働局では、毎年11月の「過重労働解消キャンペーン」での重点監督の実施結果や送検事例、個別労働紛争解決制度の施行状況などを報道発表し、資料を大阪労働局ホームページで公表している。労働局は

それら資料を提供し、データについて説明を行った。

企業が三六協定を届け出る際に、労働基準監督署は特別条項についてどのような指導を行っているのかという点や、タイムカードやICカードを基礎とする労働時間と自己申告との相違が生じる場合の労働時間把握の問題などで話し合った。

労災補償状況については、大阪労働局では2019年度分から脳・心臓疾患、

精神障害の労災についてのデータを報道発表しなくなっている。そのため、ホームページでの公表も行っていない。しかし、懇談会では過労死防止センターへデータの提供を行っている。それらデータを元に、大阪の状況について説明のあと、主に去年改定された脳・心臓疾患の認定基準の運用について質疑を行った。

大阪労働局は労災補償については認定率が低く、労働者の救済に積極的とは言えないが、監督行政については、積極的な姿勢で取り組みを行っていると思われる。

これからも、過労死の根絶に向けて、協力していかる関係を望む。

## 今年も課題が盛りだくさんの省庁交渉 全国労働安全衛生センター連絡会議

全国

9月6日、東京の衆議院第一議員会館にて、全国労働安全衛生センター連絡会議（全国安全センター）の省庁交渉が行われた。全国安全センターの省庁交渉は

ほぼ毎年行われ、加盟する全国の各団体から課題を集めて作成された要望事項は、労働行政に対して、情報公開、労働安全衛生、労災補償など多岐にわたっ



た。国からは厚生労働省、総務省の職員 50 名弱が項目ごとに入れ代わりながら対応した。

主要要望項目は、厚労省の行政文書開示・保有個人情報開示、化学物質管理、個人事業主の安全衛生対策、ハラスメント防止、新型コロナウイルス感染症・過労死・じん肺・アスベスト・腰痛・化学物質による労災、建設労働者の労働者性問題、傷病補償年金の運用、審査請求制度、公務災害制度の運用、厚労省職員の増員などだった。

要望書は以前に提出して、前もって文書回答をもらい、交渉当日はその回答を元に質疑を行った。このやり方で交渉を行うのは 2 度目である。このやり方になる前は、行政側が要望事項に対する回答文書を長々と読み上げるのに時間が取られて、質疑があまりできなかったのが、改善された。それでも項目が多く、すべての項目についてやりとりする時間はなかった。それでも、いくつかの重要項目について、行政側の担当者と話し合うことができた。

当センターが支援するア

スベスト関連労災で、行政保有個人情報の開示請求をした際に、大阪労働局が添付されているCT検査などの画像データを、複写したCD-ROMで交付するのではなく、CDの表面を紙にコピーしたものを渡すだけとしたことがあった。労働局に抗議したところ、今年2月より運用を見直して、そのような形にしたとの返答だった。しかし、情報開示の制度上、間違った運用であるので何度かやりとりした後、最終的に複写したCDを交付させた。それをふまえて、厚労省に情報開示でこのようなことが今後はないように文書を出して徹底してほしいと要望した。厚労省は今後も全国的に適正に行えるようにする、と回答した。行政保有文書の開示制度が始まって

ずいぶんと経つが、不開示の判断が局によって異なったり、今回のようにさまざまな判断が見られるようになってきているように感じる。厚労省は一度、適正に行われているか見直しをしてほしい。

フリーランスの安全衛生の問題では、厚労省の専門検討会が労働者でない働き方を推進する業界側の意見ばかりでなく、当事者のヒアリングをきちんと行うように要望した。

またテレワーク労働者の労災事案で、時間外の労働時間が認められなかった事があり、テレワークの労働時間把握を事業主側に徹底すること、そのためにも実態調査を行うように求めた。

じん肺の標準X線写真の改訂について、前回の交渉



でも要望したのに何も進んでいないことについて、問い詰める場面もあった。またある裁判において、厚労省にじん肺管理区分2の認定を受けた原告について、厚労省でじん肺の専門家とされる芹澤氏が、被告ニチアス側の依頼で原告は管理2ではないとの意見書を出すなど、企業側と金銭関係のある学者を、国の専門検討会で重視するのはおかしいという批判も出された。

新型コロナウイルス感染症の労災については、都道府県別のデータ公表や、通勤

災害、ワクチン接種による事案などについて質問した。またコロナ後遺症を今後アフターケアの対象とすることも求めた。しかし、件数の多さや多様な症状から判断しにくいことなどから、手が回らない、手探り状態というような返答であった。

ジアセチルによる閉塞性肺疾患のように1件でも労災認定のあったものは、職業病リストへの掲載するよう求めたことに対して、厚労省の動きは鈍く、早急に検討するように強く求め

た。

建設業で雇用契約に切り替えて社会保険に加入させた元一人親方が、労災請求した際に、労働者性なしとして不支給処分となった事案があった。このような事態への対策を講じるように要求した。

約2時間と短い時間で話し合いを行うには、到底時間が足りず、消化不良なまま終わった課題も多かったが、重要な案件については、今後も様々な手段を用いて、行政へ改善を求めていく。

(15ページからつづく)

年未満の労働者だった。2022年9月23日  
毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

#### ■大田アウトレット火災で労働者8人死傷

大田(テジョン)の大型アウトレットで火災が発生し、7人が死亡、1人が重傷を負った。死亡者はほとんどがアウトレットで働く労働者と伝えられた。

消防庁によると、26日午前7時45分頃、大田市の現代プレミアム・アウトレット地下1階の荷役場付近で火災が発生し、周辺に拡がった。この火災で30代の男性2人、50代の男性2人、60代の女性1人、70代の男性1人と、身元不明の男性1人が死亡した。40代の男性1人は重傷を負い、病院で治療を受けている。死亡者の中には物流会社の職員と清掃業者の職員、ショッピングモールの防災担当職員などが含まれていると判った。

消防庁の関係者は「アウトレットの开店前なので、死傷者全員が顧客ではなく現場職員と見られる」、「正確な身元は調査中」と説明した。

火はこの日の午後3時2分頃に鎮火した。消防隊員120人と消防ヘリコプター、消防車などの装備40台が投入され、動員令1号も発令して、忠北・世宗・忠南・全北・中央119救助本部の消防車と消防隊員も現場に出動した。

一方、大田地方雇用労働庁はこの日、火災現場に勤労監督官を派遣して調査に着手した状況だ。労働庁の関係者は「火災原因によっては重大災害調査に着手するかどうかを判断できるだろう」、「事業場の規模・人員としては、重大災害処罰法の適用範囲に当たる」と説明した。2022年9月27日 毎日労働ニュース イ・ジェ記者 (翻訳:中村猛)

# 9月の新聞記事から

9/2 NHKは、2019年に40代の男性管理職が死亡し、今年8月に東京労働局渋谷労働基準監督署から労災認定を受けたと発表した。「長時間労働による負担があったと判断している」としている。17年12月、「NHKグループ働き方改革宣言」を公表し、働き方の見直しを進めていた。同局は、「深く反省し、再発防止を徹底する」としている。

9/6 「イトマンスイミングスクール(SS)」の港北校(横浜市)でコーチとして働いていた男性(23)がうつ病を発症し、2019年に自殺したのは、職場の上司の叱責と同僚の嫌がらせが原因だとし、横浜北労働基準監督署が3月に労災と認定。7月に両親はイトマンSSに計約9800万円の損害賠償を求めて大阪地裁に提訴、第1回口頭弁論が開かれた。

自動車販売の広島トヨペット(広島市西区)の従業員男性(60)が2019年に自殺したのは上司の激しい叱責などが原因として、遺族が同社と当時の上司に損害賠償を求めた訴訟が、広島地裁で和解した。男性は叱責に長時間労働も重なって精神疾患を発症。同年4月に亡くなり、広島中央労働基準監督署は21年10月、自殺を労災と認定した。

9/7 元自衛官の五ノ井里奈さん(22)が、陸上自衛隊で昨年に受けた訓練中の性被害について、検察審査会は「不起訴不当」とし、再度、検察によって事件が捜査される。今年6月下旬、五ノ井さんは、21年8月に3人の男性隊員から受けた性被害について警務隊に「強制わいせつ罪」で被害届を提出したが、22年5月に不起訴となっていた。8月31日には、防衛省へ第三者委員会による公正な調査を求める10万5千超の署名と自衛隊内のハラスメントアンケート結果などを提出していた。

9/8 トランスジェンダーの会社員が2019年までの2年間、勤務するIT関連会社「ピクシブ」の元上司から「なんで女装してんねんお前、男やろがい」など「SOGIハラ」を繰り返し受けた。会社員は500万円あまりの賠償を求めて提訴したが、東京地裁で開かれた裁判で、「ピクシブ」は訴えを全面的に認め、賠償を全額支払う「認諾」を表明した。

9/9 長崎市立学校に勤務していた男性教諭が同僚教諭からパワハラを受け、市に損害賠償を求めた訴訟が長崎地裁で和解。和解条項には、市教委が相談体制の改善を図ることが明記された。原告で県高教組書記長の佐藤真一郎さん(53)は市立学校の職員だった2019年、生徒指導を巡り同僚教諭から叱責や暴言などのパワハラ行為を受け、相談員に申告したが、十分に機能なかった。原告側は賠償金は放棄した。

9/10 立憲民主党の加藤秀子逗子市議は、横浜市内で会見し、県連幹事長代理の浦道健一県議からパワハラを受けたとして、党本部や県連に対し浦道氏の処分を求めた文書を提出した。浦道氏は3月の逗子市議選で「応援に絶対行くなよ」などと複数の議員に強要したほか、7月の参院選期間中には、議員が参加するLINEグループで女性議員らを誹謗中傷した。

9/15 アスベストによる健康被害で死亡した兵庫県三木市の男性の遺族が、労災認定された際の関連文書を労働基準監督署に廃棄されたのは不当だとして、

国を相手に約300万円の損害賠償を求め神戸地裁に提訴した。兵庫県内で鉄工所を経営していた男性は、中皮腫を発症し、2003年に死亡し、2008年労災認定された。2021年に遺族が労災認定する際に作成した記録の開示を受けたところ、誤廃棄が判明した。2022年3月、遺族は神戸市の建材メーカーを相手に損害賠償請求訴訟を大阪地裁に起こしたが、建材メーカーの特定ができなくなる恐れがある。

9/22 「アマゾン」の配送を担う神奈川県内の運送会社3社で、個人事業主として契約を結ぶ配達員の労働時間を実際より短く見せかけるため、他人のIDを使って働かせていた。配達員らでつくる労働組合が改善を求め、運送会社側が認めたという。アマゾン側は、配達員の労働時間をアプリを通じて管理。週の労働時間の上限を60時間と定めているが、横浜市の運送会社が、60時間を超えた配達員に他人のIDを使うよう指示していた。元請け会社とその下請け2社に改善を要求し、以降は運用が止まったという。組合はアマゾンにも長時間労働の是正や団体交渉などを求めているが、交渉に応じていない。

9/25 商用車メーカー大手「三菱ふそうトラック・バス」で7年前、急性心不全で死亡した整備担当の男性(38)について、京都下労働基準監督署が月平均80時間に満たない残業時間で労災と認定し、遺族の申請を退けた過去の決定を覆した。6月30日付。2021年9月改定の新基準に基づき判断された。男性の発症前の残業時間は月平均77時間だった。両親は19年12月に労災認定を求めて京都地裁に提訴した。京都下労基署は22年6月、男性が高湿多湿の労働環境での作業も考慮し、一転して過労死と認めた。

9/29 家事代行兼訪問介護ヘルパーとして派遣された女性(68)が過重労働で死亡し、女性の夫が国に労災と認めるよう求めた訴訟の判決で、東京地裁は請求を棄却した。女性は2015年5月、認知症で寝たきりの高齢女性宅に派遣され、1週間住み込みで働いた翌日に亡くなった。判決は女性の介護業務は派遣元との契約に基づいていたとする一方、家事代行業務は派遣先の家族と女性の間で雇用契約が結ばれていたと指摘。女性は「家事使用者」に当たり、家事代行については労基法は適用されないとした。

陸上自衛隊郡山駐屯地(福島県郡山市)に勤務していた五ノ井里奈さん(23)が在職中に性被害を受けた問題で、防衛省は、内部調査の結果、訴えは事実で他の女性隊員の被害も確認されたと発表した。吉田圭秀陸上幕僚長は関係者を速やかに処分し、セクハラを根絶に全力を尽くす方針を明らかにした。これを受け、同省の町田一人事教育局長と陸上幕僚監部の藤岡史生人事教育部長は、東京都千代田区の衆院議員会館で五ノ井さんと面会し、謝罪した。

9/30 NHKの首都圏放送センターの40代男性管理職が労災と認定された問題で、NHKは、同センターで労務などを担当していた上司3人を減給の懲戒処分とした。処分を受けたのは同センターの専任部長と労務担当の副部長2人。当時同センター長だった中嶋太一理事は嚴重注意、役員報酬の1割を3カ月自主返納する。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。  
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259